平成２９年（再イ）第１５号

鹿児島県鹿児島市上福元町3747番地４

再生債務者　平田　直樹

1　決議に付する再生計画案　平成29年８月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年10月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年10月11日まで

平成29年９月13日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第４号

奈良県生駒市南田原町1158番地26

再生債務者　森川　義仁

1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年10月５日まで

4　一般異議申述期間　平成29年10月13日から平成29年10月27日まで

奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号

仙台市青葉区葉山町５番10―312号

再生債務者　菅原　慎也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年10月３日まで

平成29年９月12日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第１号

東京都あきる野市平沢478番地48

再生債務者　井上　夏子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年８月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年10月４日まで

平成29年９月13日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第５号

京都府八幡市男山笹谷７番地―306―405

再生債務者　川越　弘恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年９月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月13日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再ロ）第５号

神戸市須磨区東白川台３丁目14番地の５

再生債務者　岸本　将人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年９月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月12日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第１０号

札幌市中央区南26条西10丁目１番１号（住民票上の住所）北海道帯広市西15条南28丁目１番地２

再生債務者　本田　哲也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年９月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月13日

札幌地方裁判所民事第４部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 29 年９月７日

文部科学省共済組合代表者

文部科学大臣　林　　芳正

第18条第２号及び附則第７条第１項中「第11条の３の４」を「第11の３の３」に改める。

附　則

この変更は、平成29年９月７日から施行し、同年８月１日から適用する。

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年９月11日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成 29 年９月 22 日

栃木県宇都宮市昭和１丁目７番10号東昭ビル２階　栃木県石油業厚生年金基金

清算人　長谷　　満

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年９月11日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。

1．清算人氏名　長谷　　満

2．住所　栃木県宇都宮市昭和１丁目７番10号東昭ビル２階

平成 29 年９月 22 日

栃木県石油業厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十九年九月十四日

掲載頁　二十八頁（号外第一九八号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　平成二十九年九月十四日

掲載頁　二十八頁（号外第一九八号）

平成二十九年九月二十二日

東京都文京区小石川三丁目二十二番六―一〇号

（甲）株式会社ＫＢＡＬＥＴＳＣＯＬ

代表取締役　熊川　哲也

（乙）株式会社ＫＢＡＬＥＴＳＣＯＬ

代表取締役　熊川　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、効力存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十九年九月八日

掲載頁　五十九頁（号外第一九四号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年九月二十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二〇番五号

（甲）テイケイテック株式会社

代表取締役　片岡富士男

福岡県行橋市大字西谷一六九番地一

（乙）配電機器カンパニー株式会社

代表取締役　古田　卓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十九年九月十五日

掲載頁　二頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年九月二十二日

神戸市兵庫区荒田町四丁目三番三号

（甲）株式会社阪神ピー・エム

代表取締役　岩崎　裕昭

札幌市豊平区平岸二条十四丁目一番二二号

（乙）有限会社今崎メディカル調剤薬局

取締役　岩崎　裕昭